

(準用)
第七十條 第九條から第十七條まで、第十九條、第二十條、第二十二條、第二十三條、第二十八條、第二十九條、第三十五條から第四十二條まで、第五十八條、第五十九條、第六十六條、第六十八條及び第六十九條の規定は、指定児童デイサービス事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第百四條」と、第二十條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百一十一條」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百一十一條第二項」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「児童デイサービス計画」と、第五十九條中「前條」とあるのは「第百七條において準用する前條」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準
(従業者の員数)
第百八條 児童デイサービスに係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当児童デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 指導員又は保育士の総数は、基準該当児童デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、次のとおり確保されるために必要と認められる数とする。
イ 障害児の数が十までは、二以上
ロ 障害児の数が十を超えるときは、二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すことに一を加えて得た数以上

二 サービス管理責任者 基準該当児童デイサービス事業所ごとに、一以上
三 前項の基準該当児童デイサービスの単位は、基準該当児童デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
(設備及び備品等)
第百九條 基準該当児童デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童デイサービスの提供に必要な他の設備及び備品等を備えなければならない。

二 前項に規定する指導訓練を行う場所には必要な機械器具等を備えなければならない。
三 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児に対する基準該当児童デイサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。
(利用定員)
第百十條 基準該当児童デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)
第百十一條 第九條から第十七條まで、第十九條、第二十條、第二十三條(第一項を除く。)、第二十八條、第二十九條、第三十五條から第四十二條まで、第四十五條、第五十八條、第五十九條、第六十六條、第六十八條、第六十九條並びに第九十六條及び前節(第百九條、第百一十一條及び第百七條を除く。)の規定は、基準該当児童デイサービスの事業について準用する。この場合において、第九條第一項中「第三十一條」とあるのは「第百一十一條において準用する第百四條」と、第二十二條第二項中「次條第一項」とあるのは「第百一十一條において準用する第百一十一條」と、第二十三條第二項中「第二十一條第二項」とあるのは「第百一十一條において準用する第百一十一條第二項」と、第五十八條中「療養介護計画」とあるのは「基準該当児童デイサービス計画」と、第五十九條中「前條」とあるのは「第百一十一條において準用する前條」と、第百三條第一号中「第百七條」とあるのは「第百一十一條」と、児童デイサービス計画」とあるのは「基準該当児童デイサービス計画」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)
第百十二條 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業所が地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定生活介護を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童デイサービスと、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第百一十一條)第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。
一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
二 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二條に規定する知的障害児施設をいう。次条において同じ。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(指定通所介護事業所に関する特例)
第百十三條 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者が地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童デイサービスと、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節(第百一十一條(第百一十一條)第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。
一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
三 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第六節 短期入所
第百十四條 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれてある環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
第二節 人員に関する基準
(従業者の員数)
第百十五條 法第五條第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該施設の入所者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の入所者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。
二 法第五條第八項に規定する施設であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うものに置くべき従業者の員数は、当該施設の入所者の数及び当該指定短期入所の事業の利用者の数の合計数を当該施設の入所者とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上とする。
(準用)
第百十六條 第六條の規定は、指定短期入所の事業について準用する。
第三節 設備に関する基準
(設備及び備品等)
第百十七條 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五條第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。

行つ指定生活介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第百一十一條)第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。
一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。
二 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二條に規定する知的障害児施設をいう。次条において同じ。)その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。
(指定通所介護事業所に関する特例)
第百十三條 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者が地域において児童デイサービスが提供されていないこと等により児童デイサービスを受けることが困難な障害児に対して指定通所介護を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童デイサービスと、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所を基準該当児童デイサービス事業所とみなす。この場合において、この節(第百一十一條(第百一十一條)第二項から第五項までの規定を準用する部分に限る。)を除く。の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。
一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業者が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
三 この条の規定に基づき基準該当児童デイサービスとみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、知的障害児施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。